

コリンズ・テクリスのデータを活用した情報提供サービスの利用に関する規約

(目的)

第1条 本情報提供サービス（以下「本サービス」という。）は、公共事業の円滑な推進及び建設業界の健全な発展と公共の福祉の増進に資するため、コリンズ・テクリスに登録されている工事・業務実績情報を必要な集計、加工、分析等を行い、その結果を提供することを目的とする。

(適用)

第2条 本規約は、本サービスの利用に関して必要な事項を定めるもので、本サービスの利用者（以下「利用者」という。）及び一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）の両者に適用する。

2 利用者は、本規約に同意したものとみなす。

3 JACICは、本規約の外、本サービスの提供内容に応じて、利用にあたっての実施細則等を別に定めるものとする。これらの実施細則等は本規約の一部を構成するものとする。

(利用者)

第3条 利用者は、以下に掲げる者とする。

- 一 コリンズ・テクリス検索システムの利用契約を締結している公共機関等
- 二 コリンズ・テクリスの直接提供方式の利用契約を締結している公共機関等
- 三 前各号に掲げる公共機関等から委託等を受け本サービスの利用を申し込む者

(著作権の帰属)

第4条 本サービスによる提供物の著作権及びその他の知的財産権は、JACICに帰属するものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの提供物を第1条に定める目的の範囲内で使用するものとし、目的外の使用や営利目的等での使用を禁じる。

(利用料金)

第6条 利用者は、本サービスの利用にあたっては、別に定める利用料金をJACICの請求に基づき支払うものとする。

2 利用者は、前項の規定による請求書を受領した日から60日以内に当該金額をJACICに支払うものとする。

3 JACICは、利用者が支払いを遅延した場合には、遅延日数に応じ、請求日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額(100円未満の端数を切り捨てる。)の遅延利息の支払を利用者に請求することができるものとする。

(免責事項)

第7条 本サービスは、企業が公共機関等から受注した工事又は業務の内容について当該公共機関等の確認を得て登録している工事・業務実績情報並びに企業が自主的に自社の企業情報及び技術者情報を登録しているコリンズ・テクリスのデータを基に提供するサービスであり、J A C I Cが当該データの内容を保証するものではありません。
また、本サービスに起因して利用者に生じた損害等についても一切の責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更等)

第8条 J A C I Cは、利用者に予告なく本サービスの内容を変更し又は本サービスの提供を中止することができるものとし、これに伴って発生した損害等について、一切責任を負わないものとする。

(規約の改正)

第9条 J A C I Cは、予告なく本規約を改定できるものとし、改定された本規約の施行日以降は、改定後の本規約が適用されるものとする。

2 J A C I Cは、本規約の改定を行った場合は、遅滞なくコリンズ・テクリスのホームページに掲載し、公表するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 J A C I Cは、本サービスの提供に伴い取得した個人情報については、J A C I C個人情報保護方針に従い適切に取り扱うものとする。

附 則

本規約は、令和2年4月1日から施行する。